

BISHOP'S OFFICE
4-42 NOBORI-CHO
NAKA-KU HIROSHIMA
〒730-0016 JAPAN
PROT.N.

DIOCESE OF HIROSHIMA



ALEXIS MITSURU SHIRAHAMA
DEI ET APOSTOLICAE SEDIS GRATIA EPISCOPUS HIROSHIMAENSIS

2026 年 2 月 13 日 (金)

広島教区のすべての司祭、兄弟姉妹の皆さんへ

2026 年「性虐待被害者のための祈りと償いの日」(3 月 6 日) について

+ 主の平和

今年は、主の復活をふさわしく祝う準備期間である四旬節が、2 月 18 日(灰の水曜日)から始まりです。主イエス・キリストに結ばれて、日々、新しい人として生きることができるよう、心を合わせて四旬節の務め、ゆるしの秘跡、黙想会など通して、よき準備に励んでいきたいと思いをします。

ご存じのように、教会の聖職者による性的虐待、とくに未成年者に対する性的虐待の問題に真摯に対応して行くために、前教皇フランシスコが、四旬節中に「性的虐待被害者のための祈りと償いの日」を設定することを望まれ、これを受けて日本の司教団は、毎年、「四旬節の第二金曜日」を「性的虐待被害者のための祈りと償いの日」とすることを決定しました(2016 年 12 月 14 日)。そして、「それぞれの教区司教の呼びかけに従って、四旬節の間、祈りと償い、被害者の痛みを学ぶ機会を作ってくださいよう」指示しました。

広島教区として、すべての小教区(巡回教会を含む)において、それぞれの司祭が四旬節の第二金曜日にあたる 3 月 6 日(それが困難な場合は前後の日)に、性的虐待被害者のための意向をもってミサ、あるいは他の祈りの集い(聖体礼拝、ロザリオなど)を実施していただきますよう、お願いいたします。また、3 月 6 日あるいは四旬節第三主日(3 月 8 日)のミサや教会の祈りの共同祈願において、以下の例文を用いて(あるいは自由な形で)、ともに祈っていただければ幸いです。

例文

- ① 「教会の聖職者によって引き起こされたハラスメントによる被害者の心の傷が癒され、必要な支援の手が一日も早く差し伸べられますように。」
- ② 「種々のハラスメントによって傷つけられている人々が、その痛みと苦しみから解放され、必要な支援を受けることができますように。」



広島教区 司教 アレキシオ 白浜 満

+ Alexis Mitsuru Shirahama